

報告第 1 2 5 号

平成 1 7 年 9 月 2 日承認

一部事務組合の取扱いについて（一志社会福祉施設組合）

一部事務組合（一志社会福祉施設組合）の取扱いについて別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 9 月 2 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

一部事務組合等の取扱い(一志社会福祉施設組合)について

平成16年6月23日開催の第27回協議会で確認された協議108号(一部事務組合等の取扱い)に伴う報告

確認された調整内容

調整の内容	5 一志社会福祉施設組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散する方向で調整する。また、一般職の職員の身分の取扱いについては、合併までに調整する。
-------	--

報告内容

- 1 一志社会福祉施設組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散する。
- 2 白山町に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する特別養護老人ホームきずな、短期入所生活介護事業所きずな、介護老人保健施設つつじの里及び居宅介護支援事業所つつじの里ケアセンターについては、新市に引き継ぐものとする。
- 3 松阪市(旧嬉野町)に所在する老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム一志寮、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する特別養護老人ホーム一志寮及び短期入所生活介護事業所一志寮については、組合議会の決定により社会福祉法人明合乃里会に無償譲渡する。このことから、一般職の職員の身分の取扱いについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第4号を適用させるものとする。なお、三重県市町村職員退職手当組合の脱退精算については、組合構成市町村で行うものとする。
- 4 解散に伴う事務の承継は、新市が行うものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第3項に規定する平成17年度決算についての監査委員の審査及び議会の認定並びに同条第4項に規定する知事への報告及び住民への公表については、新市及び松阪市において行うものとする。

参 考

地方公務員法(抜粋)

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

1 勤務実績が良くない場合

2 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

3 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

4 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2~4項(略)